

社会福祉法人弥生会
役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人弥生会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事、監事）及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、定款16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

2 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

3 報酬は、理事、監事及び評議員等に着任しているだけでは、支給の対象にはならない。

4 報酬は、次に掲げる項目の場合のみ支給される。

(1) 理事長または理事長代行の職にあって、常時法人の運営及び事務に従事している場合

(2) 役員及び評議員が、理事会または評議員会に出席した場合

(3) 監事が、法人の監査に出席した場合

(4) 評議員選任・解任委員が、評議員選任解任委員会に出席した場合

(5) 役員及び評議員が、理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のためにその業務にあたった場合

(報酬の支給時期、支給額、職員給与との併給)

第3条 前条第3項に定める報酬の支給時期、支給額及び職員給与との併給基準は、次の通りとする。

(1) 理事長または理事長代行の職にある者が、常時法人の運営及び事務に従事している場合

① 支給時期 毎月末日

② 報酬の額 【別表1】に定める額

③ 職員給与との併給基準 理事長または理事長代行の職にある者が、施設長等の職員を兼ねている場合は、職員給与を支給し、役員報酬は支給しない。

(2) 役員及び評議員が、理事会または評議員会に出席した場合

① 支給時期 理事会または評議員会を開催する当日

② 報酬の額 【別表2】に定める額

③ 職員給与との併給基準 法人の職員を兼ねている理事にも支給する。

(3) 監事が、法人監査に出席した場合

① 支給時期 監事監査を行う当日

② 報酬の額 【別表3】に定める額

(4) 評議員選任・解任委員会の委員が、評議員選任解任委員会に出席した場合

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| ① 支給時期 | 評議員選任解任委員会を開催する当日 |
| ② 報酬の額 | 【別表4】に定める額 |
| ③ 職員給与との併給基準 | 法人の職員を兼ねている評議員選任・解任委員に対しても支給する。 |

(5) 役員及び評議員が理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のためにその業務にあたった場合

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ① 支給時期 | 原則、業務にあたった当日 |
| ② 報酬の額 | 【別表5】に定める額 |
| ③ 職員給与との併給基準 | 法人の職員を兼ねている理事には支給しない。 |

2 報酬の支給は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いた額で支給する。

(理事長に対する退職金の支給)

第4条 理事長を辞任、または死亡により退任した者には、退職金を支給する。

ただし、死亡により退任した者については、その遺族に支払う。

- 2 前項の退職金は、理事長の職にある者が法人の職員を兼ねている場合も支給する
- 3 理事長に対する退職金の額は、【別表6】に定める算式により支給する。ただし、退職金支払い時の法人の経営状況により、支給額の変更を行う場合がある。
- 4 理事長に対する退職金の支給時期は、退任後2ヶ月以内に支給するものとする。

(理事長に対する弔慰金の支給)

第5条 理事長が任期中に死亡したときは、次の金額を死亡退職金とは別に弔慰金として、遺族に支給することができる。

- ・業務上の死亡の場合…………… 死亡時報酬月額×3年分に相当する額
- ・業務外の死亡の場合…………… 死亡時報酬月額×6ヶ月分に相当する額

2 弔慰金の支給は、原則として、死亡後2ヶ月以内とする。

(役員に対する弔慰金の支給)

第6条 理事と法人の職員を兼務する役員（理事長除く）が死亡により退任したときは、弔慰金をその遺族に支給することができる。

- 2 前項の弔慰金の額は、理事会にて協議して決定する。
- 3 弔慰金の支給時期は、退任後2ヶ月以内に支給する。

(生命保険契約の締結)

第7条 法人は退職金・弔慰金の支払いに際し、一時的な資金負担を軽減するため、生命保険会社との間で、常勤役員等を被保険者とする生命保険契約を締結することができる。

(改定)

第8条 この規程の改廃は、評議員の承認を受けておこなう。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する

この規程は、平成31年4月1日から施行する

この規程は、令和6年6月13日から施行する

*この規程の施行に伴い、旧役員等報酬規程（平成31年4月1日施行）は廃止する

この規程は、令和8年4月1日から施行する

*第5条・第6条・第7条 追加

*別表2.3.4.5 変更

【別表 1】

第 3 条 (1) 理事長が常時法人の運営及び事務に従事している場合

役職名	報 酬
理事長	月額 350,000～900,000 円

【別表 2】

第 3 条 (2) 理事、監事及び評議員が、理事会または評議員会に出席した場合

業 務	報 酬
理事会出席	日額 12,630 円
評議員会出席	日額 12,630 円

【別表 3】

第 3 条 (3) 監事が、法人監査に出席した時

業 務	報 酬
監事監査	日額 31,268 円

【別表 4】

第 3 条 (4) 評議員選任・解任委員会の委員が、評議員選任解任委員会に出席した場合

業 務	報 酬
評議員選任解任委員会に出席	日額 12,630 円

【別表 5】

第 3 条 (5) 理事、監事及び評議員が理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のためにその業務にあたった場合

業 務	報 酬
法人業務	日額 12,630 円

【別表 6】

第 4 条 理事長の退職金

最終報酬月額×役員在職年数×功績倍率

* 功績倍率は、2.8 を基本とする